

入院時食事療養標準負担額について

平成28年4月1日から、住民税課税世帯の方が入院時の食費の一部として負担する、食事療養標準負担額が段階的に引き上げられます。

ただし、指定難病の方は従来の金額に据え置かれます。

入院した時の食事代（1食につき）

区 分		平成28年3月まで	平成28年4月から	平成30年4月から
住民税課税世帯		260円	360円	460円
			指定難病の方 ^{※1} 260円（変更なし）	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	90日までの入院	210円（変更なし）	
		90日を超える入院	160円（変更なし）	
	区分Ⅰ ^{※2}		100円（変更なし）	

※1 都道府県の発行する指定難病、小児慢性特定疾患の医療受給者証をお持ちの方

※2 住民税非課税世帯かつ世帯全員の所得が0円となる70歳以上の方（公的年金控除は80万円を適用。公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）

住民税非課税世帯で入院される方は、あらかじめ申請をして「標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示することが必要です。

問合せ先 役場福祉課保険係 ☎ (574) 2214

高額療養費について

自己負担限度額（月額）

同じ人が同月内に一医療機関に支払った自己負担が下記の限度額を超えた場合、超えた分が支給されます。

また、限度額認定証を提示することにより、外来・入院とも個人単位で一医療機関の支払いが限度額までになりますので、下表の①または②の住民税非課税世帯に該当する方は、あらかじめ窓口で申請をしてください。

① 70歳未満（後期高齢者を除く）の自己負担限度額（月額）

非課税世帯の方は、入院時の食事代も減額されます。

所得区分	区分	3回目までの限度額	4回目以降 ^{※2}
上位所得者	所得 ^{※1} が901万円を超える	ア 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
	所得が600万円を超え901万円以下	イ 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
一般	所得が210万円を超え600万円以下	ウ 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
	所得が201万円以下（住民税非課税世帯除く）	エ 57,600円	44,400円
住民税非課税世帯		オ 35,400円	24,600円

※1 所得＝総所得金額等 - 基礎控除(33万円)

※2 過去12か月以内に、同世帯での支給が4回以上あった場合

② 70歳以上74歳まで（国民健康保険）と後期高齢者の自己負担限度額（月額）

70歳以上の方には外来だけの限度額も設けられています。

区分Ⅱ、区分Ⅰの方は、入院時の食事代も減額されます。

所得区分	負担割合	外来（個人ごと）	入院+外来（世帯単位） （70歳以上の国保または後期の人の分を合算）
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (4回目以降44,400円)
一般	国保 ^{※3} 2割	12,000円	44,400円
		8,000円	24,600円
	後期 1割		15,000円

※3 75歳未満で昭和19年4月1日以前生まれの方は特例により「1割」となります。

・現役並み所得者

住民税の課税所得が145万円以上ある加入者（被保険者）とその方と同じ世帯にいる加入者（被保険者）の方です。

・住民税非課税世帯

区分Ⅱ：世帯全員が住民税非課税である方に適用されます。

区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税である方のうち

・世帯全員が所得0円（公的年金控除は80万円を適用。公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）

加入者本人が非課税であっても、同一世帯に課税の方がいると一般となります。

国税庁からのお知らせ

確定申告が間違っていたとき

○税額を多く申告していたとき

【手続】更正の請求書に必要事項を記入して、納税地を所轄する税務署長に提出してください。

更正の請求書は、国税庁ホームページからダウンロードできます（税務署にも用意してあります）。

【期間】更正の請求書は、次の期間内に提出してください。

平成24年分から平成27年分・・・法定申告期限から5年以内

○税額を少なく申告していたとき

【手続】修正申告書に必要事項を記入して、納税地を所轄する税務署長に提出してください。

修正申告書は、国税庁ホームページからダウンロードできます（税務署にも用意してあります）。

【期間】修正申告は、税務署長から更正を受けるまではいつでもできますが、延滞税がかかることがありますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。また、修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、新たに加算税が賦課される場合があります。

○確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならないのに、確定申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をしなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。

— 税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス www.nta.go.jp —